

平成24年度第1回新居浜市放置自動車廃物判定委員会議事録

1. 日 時 平成24年8月28日（火） 13:30～14:00
2. 場 所 市役所21会議室
3. 出席者 委 員 : 加藤紀枝委員長、横井俊幸副委員長、正月吏一委員、
大石 豪委員、明石貴美子委員、佐々木利美委員
事務局 : 曾我環境部長、本田ごみ減量課長、曾我部副課長、中西副課長、
神田係長
下水道建設課 : 高橋係長
都市計画課 : 小野主任
建築住宅課 : 河野副課長

議 事

1 委員長、副委員長の選任

委員の互選により、委員長は加藤紀枝委員、副委員長は横井俊幸委員に決定した。

2. 廃物認定の経過説明

「新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」第15条第2項の規定に基づき、平成24年7月11日に市長が廃物と判断し、平成23年7月13日付告示で廃物認定となった放置車両1台について、下水道建設課から廃物認定に至る経過報告を行った。

3. 放置車両の現況

事務局より、条例施行後の市内放置車両の状況は、313台の放置車両について、指導等による自主撤去190台、市での撤去119台、合計309台が撤去となり、残り4台が調査・指導中の状態となっている現況等を説明。

その後、施設管理課である農林水産課（欠席により事務局説明）、都市計画課、建築住宅課より放置車両の現在の所有者等の調査、処理状況の詳細を説明。

4. その他

【質問】 放置車両の現況について（農林水産課・森林基幹道沿線）

現在通行不能で車両の現況確認もできないということだが、復旧のめどはついているのか。

（事務局）台風シーズンが終わってから、復旧ということになると聞いている。次回の判定委員会で、復旧のめどについては報告できるようにいたします。

【質問】 写真を見ると、車の荷台にテレビが積まれている。家電リサイクル法対象品の処分は
どうするのか。

(事務局) 放置車両の処理と合わせて、家電リサイクル法に基づき適正に処理いたします。

【質問】 上部河川敷、山根グランド付近については、昼間はたくさん車がとまっているが、市と
して管理はどのようにしているのか。

(都市計画課) 上部河川敷については、河川敷沿いに自動車整備会社があり、河川敷に車両を駐
車しないようお願いをしております。また、新田保育園が近くにあり、道路上での
送迎は危険なので、河川敷に車をとめて園児の送迎をさせてほしいとの依頼があり、
朝夕は一時駐車に利用されております。

山根公園等で行事がある際は、駐車場として利用しておりますが、本来は駐車場で
はありませんので、常時駐車している車両がないか、確認をしており、ここは駐車
場ではありませんという張り紙や看板を設置して、注意喚起をしております。

【意見】 今後とも、放置車両が発生しないよう、注意喚起をよろしくお願ひしたい。

【結論】

○全会一致で、廃物認定の経過報告を承認する。

○次回の委員会は、平成24年11月開催予定である。